

産業民生常任委員会

平成24年2月20日(月)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(原見正信) ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。

出席委員は9名であります。

本日の所管事務調査は、農林水産業の振興に関することのうち、堆肥センターの運営管理について、保健センター事業に関することのうち伊達すこやか親子21計画の進捗状況についての以上2案件であります。

最初に、堆肥センターの運営管理についてを議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○農務課長(松井知行) 私のほうから説明をさせていただきます。

先にお渡ししておりました資料と今回机の上に置いてあります資料、全面的な差しかえをお願いしたいと思います。中身につきましては、一枚物で、平成18年からの修繕等に要した費用の一覧を作成しております。あわせて簿冊になっているほうを1枚目くりまして、年度別収支状況につきまして、先に配付しておりました資料につきましては、予算科目上の堆肥センターの維持管理費に関するものの資料でございました。それで、科目上、例えば別項目になる工事費ですとか、国の交付金の収入ですとか、そういったものが記載されておりましたので、改めて表をつくり直ささせていただきます。それから、つづり方を若干変えまして、年度別収支状況を一番先に持ってきております。あと、一番最後の堆肥の成分分析結果ということで、成分分析の一覧、その下に堆肥の放射能検査の結果をつけ加えさせていただきます。後のページにつきましては変更ございません。以上で差しかえの内容について説明させていただきます。

続きまして、堆肥センターの修繕関連の支出の一覧に沿いながら、年度別の収支状況について説明をさせていただきます。平成22年度につきましては、経常的収入で2,153万6,000円ということで、臨時的収入が67万7,000円、これは保険料収入ということで、堆肥を運搬しているトラックがシャッターとドアにぶつけて、その修繕の費用をお支払いいただいたという臨時費用でございます。合計で収入が2,221万3,000円と22年度はなっております。それで、支出につきましては経常的経費が6,169万5,000円、それから臨時的な経費が864万5,000円ということで、合計で7,034万の支出ということになっております。それで、基本的には収入が2,000万円に対して支出が7,000万というような数字になっておりますけれども、以前から説明させていただいておりますように、これら生ごみを例えば広域に持っていったという場合には1,200万から1,500万の負担が生ずる、それから建設課などで行っております河川や道路の草刈り、公園の草刈りの草の処分ということ等の受け入れも行ってございまして、それらを産廃処理をすると相当な数字になってくる、そういう負担があるということ等を踏まえまして見たときに、この支出は大きく見えますけれども、市の支出を最大限抑えている施設であるという認識でおります。

その次のページになります。堆肥センターの概要については、記載のとおりでございます、平成16年の1月から稼働させております。建設当初の事業費としましては6億4,550万4,000円で建設をいたしまして、国庫補助金として2億9,611万5,000円の財源であったということで、基本的に年間の処理計画につきましては、牛ふん、豚ふん、採卵鶏ふん、ブロイラー鶏ふん、水産雑物、生ごみ等を原料といたしまして、水分調整材としての刈草ということで約2万1,000トンの処理計画に対しまして、22年度につきましては1万8,075トンということで、達成率が85.66%の稼働率ということになります。もう一枚めぐりまして、処理実績についてでございます。処理実績につきましては、22年度はバラの堆肥ということで、袋に入れないで直接販売したものが6,366トンと。その内訳につきましては記載のとおりでございます。袋詰め堆肥については、45.92トン、3,061袋を売り上げております。基本的にこれで489万2,000円の収入を得ております。

それから、受け入れのほうの費用でございます。牛ふん1,200トン、豚ふん2,963トン、採卵鶏ふんが4,100トン、ブロイラー鶏ふんが3,915トン、水産雑物が大体平常時の量に戻ってきておりまして、2,638トン、生ごみが888トンということで、処理量合計が1万5,961トンで、処理料として使用料が1,664万4,000円上がっているという状況でございます。

もう一枚めぐっていただきまして、堆肥の製造フローという形になります。ご承知のとおり、当堆肥センターにおきましては畜ふん系の堆肥、それからブロイラー系の堆肥、それから水産雑物系の堆肥、それから生ごみ系の堆肥と、いわゆる4系統の堆肥を製造しております。基本的に水産系、生ごみ系につきましては、1次発酵を終えた畜ふんの堆肥を種肥としまして、1対1の割合でまぜ合わせることになりますので、その次のページを見ていただきたいのですが、堆肥成分の分析結果ということでございますけれども、ほとんど大差のない成分分析になっております。しかし、利用者側から見ますと、まだまだ生ごみ堆肥については何が入っているかわからないというような不安がございまして、この製造工程について生ごみも一緒にするという事はなかなか現状では難しいという状況になっておりますし、隣のとうや湖農協では生ごみ堆肥を使った製品については受け入れないということで、生ごみ堆肥を畑で使ったものについてはとうや湖農協として受け入れないというようなことが、いわゆる買い付け側からの規制として言われているということで、そういった部分を含めて生ごみ系につきましては当堆肥センターでは袋詰めをして市民の皆さん中心に販売をしているというような状況でございます。

放射能の検査につきましては、昨年8月の末から9月上旬にかけて行いましたけれども、これにつきましても使用している堆肥に放射性物質が入っていないということを証明してくださいということを買う側から言われたということを含めまして、急遽行ったものでございます。

改めて一枚物に戻っていただきたいと思っておりますけれども、修繕の関連の支出一覧ということで、平成18年の84万につきましては井戸の増掘工事ということで、水量が減ってきたものですから、少し深めに再度掘り直したということでございます。これにつきましては、平成18年度の工事費の欄に記載をされている金額でございます。それから、平成19年度につきましては、脱臭ダクトの修繕と1次発酵等のシャッターの修繕ということでございます。合計が622万1,250円ということで、これにつきましては平成19年度の需用費の施設修繕費のほうに計上されている数字でございます。そ

れから、平成20年度につきましては機能検査業務を委託しております。これにつきましては、平成20年当時の状況として堆肥センターの設備がどの程度傷んでいるかということ調べてもらいました。欄につきましては、平成20年度の委託料の施設機能検査費用に記載されております。それから、平成21年度につきましては、まず米印、8番、破袋設備等の購入ということで、237万9,755円ということでございます。これにつきましては、下のほうに米印の説明をつけておりますけれども、破袋設備のほか洗浄機、ベルトコンベヤーのベルト、ハウスやポンプの購入ということでございます。欄につきましては、平成21年度の備品購入費の欄に記載されている金額でございます。

9番目の堆肥センター改修工事についてでございます。これにつきましては、3,186万7,500円ということで、欄につきましては工事費の施設改修工事費のほうに計上されている金額で、内容につきましては下から2行目の米の2ということで、設計委託と1次発酵棟内の投光器の工事、それからそれまで網であった保管庫の、保管庫は網で覆っていたわけですが、これが雨水が流入するというので、ポリカーボネートの板を設置した、それからハンガードアを設置したという内容になっております。

それから、10番目の刈草剪定枝受け入れ施設整備工事ということで3,414万6,000円を計上しております。これは、21年度の工事費の欄でございます。それから、これから下3つは20年度の繰越明許費で対応しております。

11番目の72万4,500円につきましては、同じく刈草剪定枝の受け入れ施設の測量費と。それから、431万6,742円につきましては、受け入れ施設の用地費ということで、それぞれ公有財産購入費の欄、それから委託料の測量費の中に計上されております。

それから、続きまして平成22年度でございます。平成22年度の45万9,500円というのは、堆肥センターの小破修繕費ということで計上しております。

それから、15番の684万6,000円につきましては、1次発酵等のシャッターの改修工事ということで、これは6月に補正をさせていただいて対応させていただいております。欄につきましては、22年度の工事費の中に計上させていただいております。

それから、同じく2万1,000円でガス検知器の購入ということで、どれだけアンモニアの濃度が濃いのかということ定期的に図るためにガス検知器を購入してございます。

それから、17番目が105万円でございますが、これにつきましては堆肥センターの基礎調査の業務委託ということで12月に補正をさせていただいております。欄につきましては、平成22年度の委託料の欄でございます。あわせて平成23年度には配電、配管設備の延長工事ということで54万を使っておりますし、22年度の繰越明許ということで1月に補正させていただきましたけれども、トラックスケールの修繕、それからトロンメルというのは堆肥のふるい器でございます。ふるい器のあちこちが腐って破れてきているということで、その修繕ということでございます。それから、管理棟の増築工事ということで619万5,000円ほど繰越明許でやっております。あわせて、表にはございませぬけれども、23年度につきましては堆肥センターの改善、統合の検証の調査業務委託630万、それから臭気濃度の測定ということで、これは環境影響調査に向けて28項目の項目をやらなければならないということで、その臭気検査を行っております。この一覧表に載っております金額

を合計しまして、平成18年から修繕等に要した費用が約1億1,000万という数字になってございます。

以上でございます。

○委員長（原見正信） ただいま説明のありましたこの件について質疑を願います。

○委員（菊地清一郎） 本日の資料で修繕関連支出一覧というのを出示していただきまして、ありがとうございます。大変これがあるとわかりやすいなと思っておりました。それで、ちょっと私お尋ねしたいことは、堆肥センターに関しまして結構毎年、今この支出一覧を見ますとそれなりの金額が支出されているということで、収支の状況も見ますと、先ほど課長のほうから広域にするとさらにプラスアップ要因分が出るのだというお話がございましたけれども、しかしながら22年度は4,800万のマイナスということで、その辺の一番大きな原因といたしますか、例えばせっかく堆肥をつくってもその利用率がどうなのか、もしくは堆肥の利用率を見たときにその堆肥はなかなか材料が集まらないとか、その辺の原因、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

金額的な部分といたしましては、先ほど申しましたようにいろいろな、この数字にあらわれてこない要素はあろうかと思っております。まず、堆肥の利用状況なのですけれども、昨年、一昨年と春はもう完全に売り切れと。それで、2カ月待ちというような状態の中で徐々に農協さん通じて早目、早目の購入を呼びかけておまして、その年にもよりますけれども、3月の下旬から徐々に出荷が始まっているというような状況でございます。それで、基本的には昨年の秋はやはり同じように製品が間に合わないということで、150日を経過していない、まだ完熟になっていない堆肥については出せないということで、また2週間なり3週間なりお待ちいただいた生産者の方が何軒かいらっしゃるといような状況で、春と秋につきましては正直な話堆肥が売れ過ぎて物が足りないという状況でございます。ただ、一昨年秋が長雨によりまして非常に畑に入れられないということで、秋の堆肥が売れなかったという時期はございます。そういったものは天候の要因でございまして、基本的には生産者の側に堆肥を利用して土づくりをするのだと、そのことによって気候変動に強い作物といたしますか、気候変動を受けても生産性が余り落ちてこないというような意識が高まってきて、堆肥の利用につながってきているというふうに考えております。それと、赤字の要因ということになりますと、安い費用で受けて安い堆肥を売っていると。平均で言いますと、このあたりの堆肥につきましては1トン当たり3,000円から5,000円で販売するのが一般的な相場でございます。それを伊達市といたしましては政策的な要因として生産者の経費軽減ということを含めまして、トン当たり1,000円で販売しているということでございまして、収入を伸ばすためにはそれを上げればいいわけなのですが、そのことによってまた生産者のコストが増加するというのもございまして、なかなか上げられないというような要因があろうかと思っております。

それと、先ほどの説明の中で水産雑物のお話をしていなかったのですけれども、水産雑物の受け入れにつきましては、当方としては、これも政策的要因としてトン当たり1,000円で受け入れていきます。これを水産雑物ということで産廃処理ですとか、一廃でもいいのですけれども、そちらのほうに出しますとトン当たり1万円から1万5,000円の費用がかかるということで、漁協さんとして

はそれを負担するという事は非常に困難になっていくだろうと。そのときに、例えばうちが受け入れをしていないとしたならば、それに対する助成というものを求められてくるのかなと。そういった部分を含めまして、この数字上で見えてくるものとしてはマイナスの数字が出てきますけれども、目に見えない数字というものを考えていきますと、とんとんのかプラスなのかというようなところにいくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員（菊地清一郎） それで、今ご説明ですと春と秋には物が足りなくなるという現状があるという話がありました。そこで、今年間の処理量についての計画では、2万1,101トンが計画の数字になっております。それで、22年度は達成率が85.66%というふうになっておりますけれども、今のお話ですと、この計画そのものが余りにも現状に合っていない計画を立てられているのか、それともこの計画の数値に関して何かしらのマイナス要因があって達成できないのか、その辺はいかがでしょうか。

○農務課長（松井知行） この計画数字といいますのは、基本的には1年間通してこういうものをこれだけ受ければやれますよという数字でございます。現実的には堆肥の出る時期というものが固定されておまして、春と秋という限定されていく中でその変動要因を考慮していないという数字だと思っております。

○委員（菊地清一郎） そうしますと、この計画の数値そのものが実勢に合っていない形になるのかなというふうにちょっと今感じるのですが、その辺これまでの実績をもとに、それなりの計画の数値の見直しというのは必要になるのではないのかなというふうにちょっと今感じるのですが、22年度も1万8,000トン、21年度が2万3,000トンということなのですからけれども、その辺の部分に関してはどう思われますか。

○農務課長（松井知行） 計画数量に比べまして、22年度につきましても21年度につきましても誤差の範囲内かなと思っております。そういうことで、大体この計画自体は数量的には妥当であるというふうに感じております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） それでは、これでやめますけれども、管理運営委託ということでされておりますけれども、改めて委託の業者さん、そして例えばその働いている方々の人数だとか、その辺のちょっとご説明がいただきたい。というのは、それなりの、委託しているわけですが、会社としてのご努力がどういう形でされて、例えばこのマイナスをプラスに持っていこうというような、そういうお話がなされているのかとか、その辺をちょっとお尋ねしたいのが1つと、あと最後に1点なのですが、ちょっと今回これ伊達市の堆肥センターの資料なのですが、たしか大滝にも、名称が違うかもしれませんが、同じような堆肥センターがあると思うのです。それで、たしか将来的に大滝と伊達のほうを統合するというようなお話も出ていたように思うのですが、その辺のお考え、内容、あともしいつごろという目安があるのであれば、その辺もお尋ねしたいと思います。

以上2点で私は終わりたいと思います。お願いします。

○農務課長（松井知行） 現在委託しております会社は、ばんけいりサイクルセンターという業者でございます、伊達の工場には5人の従業員がおります。それで、基本的に受託をしている会社といたしまして、道内に、ちょっと定かではございませんが、12カ所程度の堆肥センターを委託なり自社運営をしているという形で持っております、そしてなおかつ今夏や冬場の製造した堆肥を自分たちの顧客のところへ持って行って販売をしてもらっているというような努力もしていただいております。具体的には、栗山ですとか中空知のほうの業者さんのほうに、ばんけいさんが運んで行って売っていると。それは、うちの堆肥センターから購入したものを売っているというような形で、会社としてもいろいろ努力をしていただいておりますし、八雲方面に自社の堆肥センターを持っているわけですが、そこにうちの畜ふんや水産系雑物の堆肥を種肥として購入をして持って行って、そういった形でいろいろ会社として努力をしていただいているという事実がございます。

それから、夏場の販売につきまして、私どもも何とかしたいということでいろいろ努力しているわけですが、今現在黒松内町の堆肥センターさんが圧倒的に牛ふんが多いと。牛ふんが多いということは水分が多いということで、なかなか発酵しづらいということで、定期的にうちの堆肥を購入したいのだけれどもというような問い合わせが来ておまして、それはうちとしては秋と春は何とか避けてくださいというような中で、夏場に集中して持ってってもらえるような協議をしているということでございます。

それから、せんだって農業新聞の中で伊達の堆肥センターの稼働状況を取り上げてもらいました。早速赤井川村の農業生産法人から問い合わせが来て、実際現地に来て製造工程を見て、購入していきたいというようなことで考えていると。それで、購入の時期につきましては、そこは有機農法ということでアスパラや何かをやっております、アスパラの収穫が終わった6月以降に購入をして散布したいというような話も来ておまして、そういったことでは夏場の製品の出口を今私どもといたしましても積極的にPRしながら取り組みを進めていく中で、基本的には夏場の堆積量を減らしていきたいという努力をしているところでございます。

大滝の件でございます。大滝の有機物の再資源化センターにつきましては、約2,500万ほどの委託料をかけてやっているということで、基本的には畜ふんの、いわゆる牛ふんとホテル等から出る食品残渣、家庭から出る生ごみというもので堆肥化を行っているという状況でございます。食品のほうにつきましては、完全に乾燥させて、そしてEM菌で発酵させて有機肥料ということで売っていると。それから、畜ふんにつきましては、パークをまぜて発酵させているわけなのですが、なかなか発酵の温度が上がらないということで、利用した生産者から余りいい評判を受けていないので、売れ行きが余りよくないというような状況でございます。基本的にうちの施設として余裕がございましたら受け入れたいということで当初説明をしていたわけなのですが、平成21年度の水産雑物の大量増加という事態を受けまして、合併の検討につきましては一時頓挫しているというのが現状でございます。ただ、昨年とことし、いわゆる調査業務委託費をつけていただきまして、今回の脱臭装置ですとか脱臭方法等の分析、それから統合した場合にどういう施設が必要になるかということも含めて委託しております、それにつきましては3月末に結論が出てくるという

ような状況でございまして、それを見据えて再度検討をしていきたいというふうに考えております。

〔「伊達の統合、統合の将来計画、さっき聞いたのは」と呼ぶ者あり〕

○農務課長（松井知行） ですから、当初統合するというところで進んでおりました。ただ、水産雑物がふえたことによりましてその部分については一時棚上げをしている状況でございます。そして、もう一つは今専門の委託業者を入れまして、統合に向けた場合にどのような施設が必要になるかということも含めて検討させているという状況で、その答えが出てきてから再度検討していきたいというふうに考えております。

○委員（篠原一寿） 毎回いつも聞いているのですけれども、1点だけ、牛ふんのことについてなのですけれども、これは計画に対して32.何がしのパーセンテージで、これは集まりづらいですよ、当然。それで、私も歩いてみまして、牛屋さんは大体後継者がいるのです、今現在多いところで。ちょうど肉牛に変わっている方たちが後継者がいなかったりあれなかなのですけれども、3,795トンという計画に対して1,235トン、どうでしょう。これ頭打ちなのでしょうか。それともまた何らかの対応をすればもうちょっと集まるという感じの感覚を持っているのでしょうか。私は、牛ふんはやっぱり結構大切な、重要なこの中の配分としてはあると思うのです。それに馬があればもっといいと思うのですけれども、それはちょっと不可能としても、肉牛のほうは余り堆肥が出ないのです。ほとんど大して出ないのですけれども、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

牛ふんの堆肥につきましては、堆肥センター建設当初は酪農家の皆さんから積極的に搬入をしたというようなお話があった中で計画をしてきたところでございますが、その後の燃料や飼料の価格が高騰したということを含めて、いわゆる耕種農家との稲わら、飯缶との交換ということではなかなか集まりづらいということでございます。それで、平成19年度から運搬費用の助成ですとか、それから市が農家のところまで行って運ぶという、運搬の委託ということも含めて対策をとってきておりますけれども、現状の1,200トン前後しか集まらないと。大体うちのほうに提供してくれる農家さんが固定化しつつありまして、今まで自分で運んできていた人も忙しくなってきたということで運搬を委託するというようなほうにシフトはしてきておりますけれども、農家戸数がふえていくということはなかなか現状では難しいのかなと。ですから、この量につきましては、伊達市内でいうとこの辺が大体の限度なのかなと思っております。改めまして、牛のふんにつきましては、いわゆる遅効性ということで分解が遅いということ、それから鶏ふんにつきましては分解が早いということ、それから豚ふんにつきましてはちょうど中間の位置に位置してありまして、理想的なものは3種類が同程度まざって発酵して堆肥化されたものがちょうどいいバランスという形になろうかと思っておりますけれども、なかなか理想どおりにはいかない現状にあると。この量も大体この辺で固定化されるのだろうというふうに考えております。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） いわゆる行政コストの問題、いわゆる費用対効果です。堆肥センターの位置づけを含めてもう一回検証する必要があるのかなと思っています。いみじくも課長のほうから年度別の収支状況について説明ありましたが、いわゆる表に出てこない部分、いわゆる生ごみの

広域処理の減の部分だとか、それからあと草とか木の剪定の部分も全部堆肥に入れていると。やっぱりその辺を行政側としてはその辺の、これは数字は数字ですから、先ほど説明ありましたとおり、22年度で4,800万のマイナスと数字的には出てくるのですが、いわゆる堆肥センターの位置づけの意味を含めて市民に理解してもらい、そんなことも含めてこの堆肥センターの当初の位置づけのことを含めてやっぱり市民にもっとPRするべきだと思うのです、数字的な部分で。例えばの話で。その辺もきちんとやっぱり単なるその部分でなく、ひとつ市民に目に見えるような形でこの堆肥センターの位置づけというものをすべきだと思っています。これは、私の改めての意見というのですか、希望を含めて申し上げさせていただきます。

あと、堆肥センターの修繕関連の説明はございました。1つは、この3番の平成19年度の、これは同じ項目で、ちょっとこの辺説明していただきたいのですが、多分説明が当時はあったと思うのですが、1次発酵棟のシャッター修繕、これ取りかえになっていますね。3番。それから、あと15番、これは平成22年度の、これも1次発酵棟シャッター改修工事、これは補正で説明があったのですが、私この部分についてとりわけ言うのは、これ結構今まで堆肥センターの補正の関係含めて、いわゆるにおいの問題や、ある意味では腐食の問題、そんなことがやっぱり途中途中出てきて、補正を含めて要するに支出をされているわけなのです。確かに腐食の部分については相当、いわゆる堆肥センターの性格からいって腐食だとかそういうものは当然出てくるのだろうなどは素人考えでは思うのですけれども、ある意味ではその重要な部分についての耐用年数というのはきちんと把握されているのかどうなのか、もしわかればご説明いただきたいと思っていますが、重要な部分だけ、必ずこの部分というのはこの時点で交換なり修理が必要なのだよと、そんな部分が把握されていると思うのですが、それについてちょっとお答えください。

○農務課長（松井知行） 重要な部分といいますか、例えばこのシャッターの通常の耐用年数というのは7年から8年だと思うのですけれども、この場合ですと3年しかもたなかったというようなことで、それはいわゆる腐食性のアンモニアガスのせいによって相当腐食が進行したということでございます。それで、平成20年度に機能検査ということで重要部分の検査を行いました。それで、提言を受けた内容につきましても、まだはりや何かは大丈夫ですと、コンクリートのひびや何かも大丈夫ですと、だけれども土壌脱臭層の土の攪拌は1年に1回、2回やったほうがいいですよととか、ほかの部分の金属製のものについては随時点検をして交換が必要ですよというような提言を受けていたと。検査結果を受けていたと。そして、21年には次から次とあちらこちらのものが腐っていったというような状況の中で修繕が発生してきたというような状況になってきております。それで、私どもとしては、一番大事なのは躯体のコンクリート、それから天井を支えるはりですとかという鉄骨の部分につきましては、随時見て回っているようにしていますし、そのほか中で攪拌に使っておりますホイールローダー、これにつきましてもそろそろ耐用年数が来ております。3台のホイールローダーで、1台が約1,600万ほどします。これを一遍に交換するということはできないと考えておまして、1次発酵棟内で一番利用頻度の多い、腐食の激しい車両から年次計画で交換をしていかななくてはいけないだろうというような計画を持っているところでございます。

以上でございます。

○委員（嶋崎富勝） 大体説明でわかりましたけれども、これは単年度の事業ではもちろんないわけですから、やっぱり将来的に、例えば計画的に、言葉は悪いですけども、これは私の受けることなのですけども、その場になって初めて腐食がひどいと、議会のほうに補正を含めて提案されるというのが、今までそんなような感じがしていたものですから、であればこういった事業ですから、長期計画、ある意味ではどうしても腐食で修理あるいは交換しなければいけないものについては、耐用年数をきちんと決めて見ていくというのが筋だろうというふうに思うのです。計画をきちんと立てて。あともう一つは、やっぱりこれだけいろんな、先ほどばんけいさんのお話、道内の事業箇所は相当あるというような話を聞いていたのですが、この技術で、腐食しない、できないものに少しかえていくとか、例えばプラントメーカーさんとのことだって可能な限り長く使えるようなもの、耐用年数が少し長くなるような検討もこれからするべきではないのかなと思って、これは当然職員は、大変言葉は悪いですけども、技術的な部分というのは日進月歩発展していると思えますから、その辺も含めて検討すべきだと思っていますけれども、あわせてそのことも含めてお答え、考えありましたら。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げますけれども、委員おっしゃるとおりなのです。私が所管して以来でも、いわゆる当初の設計プランという修繕よりも実は腐食が早いという感じがします。原因は何だというと、いわゆる当初の設計プランの中でも適切な、言ってみればアンモニアガスを排出して良好な環境の中で運転できる設計であったのだろうと思うのですが、脱臭効果がうまくあらわれていないのです。それは、原因は何かというのは担当課長筆頭に研究をしてきました。ただ、職員は素人なものですから、限界があるのですけれども、つまりそういうこともひっくるめまして23年度で根本的な調査を委託をしたいので、調査費をお願いをしたという経過がございます。今年度末までの間にその報告書が出てくるわけでありまして、問題となっているアンモニアガスの排出が適当にできる設備、施設、方法、それは一体何なのだという回答を期待しているところでもあります。一方、大滝の施設と統合することによって、先ほど来課長が申し上げておりますけれども、春先と秋口というのは在庫が空になるわけですが、夏場のストックヤードが果たして今のスペースで足りるのか足りないのかという問題もございます。統合することでの設備の拡大というのは、どこの部分でどういう格好で拡充をするのかという課題がありますので、委員おっしゃっておられるとおり僕らもそういう認識をしておりますから、今根本的に解決しなくてはならない課題を整理した上で、通常の運転の中で必要な修繕というのがどういう格好で出てくるのかということもまとめてみたいと思うのです。傷みが激しいというか、腐食が激しいのはどうしても鉄骨にかかわる部分のところでした、修繕をするに当たって、特にシャッターなんかでいいですと木質にかえるだとかという手段を当面講じているわけですけども、それが将来ともにわたって事務レベルでも理解できるような内容のものでちょっと根本的なところをまとめたいと思っておりますので、そんなのを踏まえて将来の整理といいますか、ビジョンをつくっていくというふうにしたい、そんなふう考えております。

○委員（吉野英雄） きょうは、年度別の収支状況などについても説明されて、また修繕関連の一覧もご説明をいただきました。それで、同僚委員のほうからもお話がありましたように、この事業

で収支とんとんになれば同じというような事業だなと思うのです。ある程度のマイナスというの
やむを得ないものなのかなというふうに思っております。できれば収支とんとんになってほしいと
いう部分ではありますが、やはり政策的に進めている部分がありますでしょう。いわゆる環境の問題
ですとか、それからリサイクルの問題ですとか、そういったものも含めて政策的な課題として進め
ているものだなというふうに思っておりますので。先ほど同僚委員のほうからも話がありましたよ
うに、そういう位置づけの中でこの経費というものをどう見ていくのかという点では、もっとやっ
ぱり市民にPRされていいものもあるのではないかなと思うのです。先ほどの課長のお話ですと、
大体広域ですとか公的な草刈りの部分ですとかというような話がありましたけれども、もう一つは
やはり市が進めている土づくりですとか、それから市長が肝いりで進めているスローフードの関係
ですとか、そういったものと総合的な中での堆肥センターというものはどういうふうに位置づけ
ていくのかというようなことも含めて総合的に市民に了解といいますか、周知をしていくというよ
うな取り組みも、これは担当課だけの問題ではないと思いますが、庁内としてその辺をどういふ
に市民に周知していくのかというようなことは総合的に検討していかなければならない時期に
来ているのかなと。毎年こういうふうには修繕費もかかってくるというような問題についても市民に
丁寧に説明していかないと、単年度収支で赤になっているからこの事業は何だということに、
これだけ財政が厳しいですから、そういうことになっていきかねないという点では、もう
ちょっと政策的な位置づけでの市民への周知というようなことが必要だなというふう
に思っておりますが、その辺については庁内で調整なり、そういったものをどう進めてい
こうかというような話がなされているかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○経済環境部長（的場重一） 庁内での整理ということと言いますと、リサイクルのことについて
も私も経済環境部の中でとりあえずのエリアはカバーできますので、そういうレベルでの会話は
ありますけれども、申し上げておりますように、大きな視点で言いますとやっぱり農業振興とい
うところに係ってまいります。運んでくるのを1,000円で運んできて1,000円で売るわけですから、言
ってみればそこの中では経費は出ないわけですし、入ってきた量と同じだけ出ていくわけではなく
て、加工した結果、絶対量は減るわけですから、合わないということは推して知るべしとい
うことなのであります。そこの大きなポイントは、委員もおっしゃっていただきましたけれども、ま
さに農業振興にどう施策を展開していくかということが大きなポイントであります。具体的に数字を
上げてお示しができる一つとしては、例えば生ごみをリサイクルをしていることでその経費が幾
らか、あるいは一廃として本来市町村が処理をしなくてはならない水産系雑物を単に最終処分場へ搬
入をして処分をするのだという施策を展開すると、漁業の振興にどれほどコストがふえるかとい
ったようなこと、あるいは先ほど申しあげました産廃として処理をしなくてはならない刈草とい
いますか、草を刈ったものの処理が堆肥センターでできるから経費がどれぐらい浮くのだとい
うようなところは案外数字として出せるのでありますけれども、大きく農業振興を進めていく上
での、土づくりを進めていく上での堆肥の重要性にかんがみてそういう施策を展開するのだ
というのは数字ではなかなか難しいのですけれども、この堆肥センターの設置目的とかい
うのを機会があつて説明するとき、今ご指摘をいただいたようなことを繰り返して市民
の中で理解を求めるといふ説明をしていく

といいますか、そういうことが大事なのだろうなど。常がら思っではいるのですけれども、改めてそんな対応をしていくというふうにしたいというふうに思います。

○委員（吉野英雄） ぜひ進めていただきたいと思うのです。市でこういう取り組みをしているということがなかなか農業関係者や漁業関係者、それからそれに関係している人方にはわかっていると思うのですが、なかなか一般市民のところまで本当にどういう位置づけでこれがやられているのかというところは浸透しているのかなという点では、まだまだではないのかなと思うのです。それで、やっぱり今地産地消の問題ですとか、そういった点からいきますと、伊達の中で循環型の農業、そういったものを進める、そういうものの一環としてきちっとやられているというようなことを市の広報ですとか、そういったところで市民にわかっていただくような、毎回毎回とはいきませんけれども、何年かに1回はそういう形で取り上げて、循環型の社会に貢献する中の一つの施設として回っているというような、そういうような形での取り上げ方で市民にわかっていただくというようなこともやっていかないといけないのではないかなというふうに思っております。これについては担当課が違いますので、これについてご答弁いただこうと思いませんが、そういう取り組みもぜひ全庁的に考えていただければと思います。

もう一つは、一番最後のページに今回堆肥の放射能検査結果が出ておりまして、購入側からのもちろん要請があってということなのですが、これは今後継続してやらなければいけない、やっていくということになっていくのか、その辺はどういうふうにとらえていけばいいのでしょうか。

○農務課長（松井知行） この件につきましては、一定程度継続していきたいというふうに考えております。

○委員（小久保重孝） 今同僚委員とのやりとりで大体中身はわかったのですが、やっぱり最初の年度別収支状況がどうしても頭から離れません。先ほどご説明で、最初の説明では生ごみの取り扱い、枯れ草とか、そういったものプラス水産雑物の取り扱い、そういった政策効果、それを考えればとんとん、場合によっては黒字、黒ということもご発言があったのですが、今同僚委員ともいろいろやりとりをしている中でももう少し何とかならないのかなというのを感じていて、1つは例えば清掃業務の委託というのの委託費という部分、これが年間5,000万ということになっております。これは、毎年度の数字もここに出しておりますのですが、これはこれ以上圧縮はできないのかどうかとか、こういったところは実際のところどうなのでしょう。

○農務課長（松井知行） この清掃業務の委託の中には、機械の修繕費等も含まれております。ですから、3年に1遍タイヤショベルのバケット部分の先端を取りかえると、これが1台当たり何十万とかいう数字が出てきます。そういうのは、みんな同じ利用の仕方をしておりますので、一遍にかえないとだめだということで、そういったものの修繕費を含めて金額が上がる年と下がる年が出てくるというような状況でございます。

それから、若干ではございますけれども、職員の賃金が上がっているという部分を含めてなかなか圧縮できるものがないという中で、今私どもとして努力しているのは、市民から庭や何かで出た剪定枝や何かを受け入れて、それを破碎をしてパークをつくっていると、それによって購入するパークの量を減らすということで、そこの部分を圧縮しなさいということでやっている部分ですとか、

それから時間外の部分につきましても極力抑えるようにということでやっておりまして、なるべく出てきたものを丸のみでいっているわけではなく、精査しながらやってきておりますけれども、徐々に上がってきているというような状況でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 機械の問題の部分は理解できます。ただ、人件費の部分がではどのぐらいになっているのかなというのもあるのですが、これは今給与のベースのこともございますけれども、雇用の問題とちょっと裏表なので、一概にだめだとは言えないのですけれども、雇用ということで考えたときに人件費を圧縮する、もしくは別の形で人件費というものを代替することはできないのか、そういったところの検討というのはなされているのでしょうか。

○農務課長（松井知行） 1人当たりの人件費が300万円台ということで、非常に圧縮されている中で人件費というのは計上されてきております。それで、所長の給料が若干高い、そういうことの中で人件費についてはこれはやむを得ないだろうと。そのほかで節約できる部分についてどういふものがあるのかということで協議を進めているというような状況です。

○委員（小久保重孝） お任せしている以上、余り会社のことまで踏み込むことはできないのですが、市として考えなければならないのは、やっぱりこうした業務、本当に大事などうか、これからずっと未来永劫続いていくような事業というものを常に委託をしていなければ続けられないのかどうか、また委託先の状況に応じてこの数字というものは変化できないのかということを考えていかなければならないのではないかなということ今回も改めて感じたところです。ですから、先ほど循環型社会という同僚委員のお話の中でも、もちろん今の圧縮の話はそれぞれされているのですが、光熱費なんかも例えば1,000万かかっていたりする、こういった部分をこの機械だからこれだけ仕方ないのですということではなくて、もし発展的に考えられるとしたら、それこそ自家発電をすることもしたらどうなるのか、そのための設備投資をとって、何年でそれは償還していくのかとか、そういったところが多少あってくれば市民に対しても説明がしやすいのかなというところをちょっと感じております。ですから、単純にこの施設を維持していくにはこれだけのものが必要で、これだけかけていかざるを得ないのだということになってしまうと、もうこれ以上議論ができないような気がして非常に無力感を感じるのです。

あともう一点だけ、先ほど売りの部分をもう少し充実できないのかというところの話で、赤井川の話ですとか黒松内の話はすごくいい話だと思っているのですが、これ以外に、例えば自治体に対して積極的に働きかけをしていくということは今担当のほうではされているのでしょうか。事業所の方が先ほど少し努力されているという話もお聞きしておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○農務課長（松井知行） お答えいたします。

このほかに、うちとしましてはようてい農協のほうに一部宣伝用として持ってっております。それで、利用していただく中で次に購入をしていただきたいというようなPRをしておるのですが、まだ結果にはつながっていないという状況でございます。

それから、基本的に千歳方面の千歳林業というところがアロニアの畑を大々的につくろうとして

いるということを聞きまして、そこのほうにも一度売り込みにいかななくてはいけないなということで、今年度といたしますか、24年度にそういうことも考えておりました。

以上です。

○経済環境部長（的場重一） 委員からご指摘のありました経費の部分なのでありますが、過去にも議会の中でもお話をしてきたかと思うのですが、実はこの方式がタイヤショベルローダーで攪拌をするという、極めてやり方としてはシンプルなのであります。ですから、いわゆるプラントといえますか、機械化をして堆肥化をしていくわけではなくて、使う道具はほとんどショベルローダー1台だと。あとは人件費というところが実は委託の内容の専らなところなのであります。ですから、経費を削減することでの視点とといいますと、やっぱり正直申し上げまして限界があります。それから、勤めていただいている従業員の方というのは市内に住居を構えているということがございまして、会社のほうが何力所か委託を受けてやっているところもありますし、自社が運営している施設もございすけれども、そういうところとの人事交流というのも一面限界というところもあるのだろうと思います。ですから、経費の上がりぐあいというところを改めて見てみますと、言ってみれば横並びと言ってもいい数字かというふうに思います。ですから、そこのところで今後画期的に減らすという視点が求められるのかといいますと、今のような委託内容でございすから、そこにはなかなか難しいかなというのが正直なところでございす。

以上であります。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

次に、伊達すこやか親子21計画の進捗状況についてを議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○市民部長（佐藤伸一） 始めるに当たりまして、私のほうから一言ごあいさつさせていただきたいと存じます。

本日は、貴重な時間をいただきましてまことにありがとうございます。本日の所管事務調査の案件は、保健センターが進めております伊達すこやか親子21計画の進捗状況についてであります。計画の内容等につきましては、この後担当係長から具体的に説明させていただきますが、全国的に少子高齢化が着実に進行している情勢のもと、伊達市におきましてもこの2月に高齢化率がついに30%になるなど、改めて高齢化の進展を実感する事態となっております。一方、当市における出生者数、これにつきましては平成6年度に300人を割り込んで以降減少傾向が続いておりまして、昨年度は230人ほどとなっております。このような状況のもと、少子化対策の充実が望まれており、母子保健につきましてもさらなる取り組みが求められているところであります。伊達すこやか親子21計画は、まさに少子化対策における母子保健についての具体の取り組みを示す計画であります。また、保健センターでは平成23年度よりこれまでの保健係1係から母子保健係と健康増進係の2係に再編することによりまして母子保健対策の充実に向けているところでありますので、委員の皆様にはさまざまな角度からご意見、ご助言いただきますようお願い申し上げます。

できます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○母子保健係長（山下里美） 母子保健係長の山下です。よろしくお願いいたします。説明のほうは座ってさせていただきます。

皆様のお手元のほうにきょうのレジュメとしまして、伊達すこやか親子21についてと一番上に書かれているものがあると思います。それに沿って説明をさせていただきます。1番目としまして、計画書の概要についてです。計画書のほうは別紙で、このような形で「伊達すこやか親子21（概要版）」ということで計画を別刷りにしてあります。こちらのほうの内容に沿って説明させていただきたいと思います。

計画の策定ですが、これにつきましては平成18年度に策定をしております。計画期間は、平成18年度から23年度までの6年間ということで、計画の分野につきましては母子保健は生涯を通じた健康の出発点であるということから、平成17年3月に策定されました伊達市次世代育成支援行動計画との整合性を図りながら、具体的な母子分野の行動計画として、妊娠・出産期、子育て期、思春期、食育という4分野についての位置づけをしております。この計画の特徴ですが、計画の特徴としましては、地域で子育てをサポートする視点ということで、行政の計画ということで立てていますが、行政の活動だけではなく市民の皆さんができる取り組みということも出しております。行政と市民と関係機関が協働して目標の達成のために必要な条件、そのためにその3者がどうあればよいのかという視点で計画を立てております。例としまして、概要版の5ページのほうをお開きください。ここは、妊娠、出産期の具体的な目標と事業について書かれているところです。こちらにありますように、基本目標として安心して望ましい妊娠、出産ができるということに対して具体的な行動目標として2つの行動目標を立てております。そのためにどういう条件があれば達成ができるのかということを考えて、その達成のために市民の皆さんができること、行政としてどのような事業を展開していくか、また関係機関とはどのような取り組みをしていくことが目標を達成することになるのかというような視点で書いております。具体的な事業につきましては、6ページ目をお開きください。こちらにつきましては、妊娠、出産期に関する事業一覧ということで、新規に行う事業、今までやっておりまして強化していく事業というふうな形で、実施時期につきましても前期の時期にやるのか後期の時期にやるのかというようなことでここに書いております。このような形で4分野につきましては、同じ形で次ページ以降にも事業の計画については書いております。この先、中間評価と23年度の事業実施状況ということで説明をしますので、とりあえず先のほうについては割愛させていただきます。これらの事業につきましては、進行管理としては毎年度の進捗状況を伊達市健康づくり推進協議会の6月の定例会のほうで報告をさせていただいております。伊達市健康づくり推進協議会なのですが、こちらにつきましては保健センターで行っています健康づくり推進事業の総合的な審議の場ということで、保健医療関係者の方と福祉関係の方と学識経験者の方、そのほかに市長が必要と認めた方ということで全部の14名の委員さんで構成して実施しております。

次に、中間評価についてでございます。中間評価につきましては、前期3年間分につきましては平成21年度に実施をしております。概要について説明させていただきます。詳しい目標値等につきま

しては、概要版の各計画のところに載っております。妊娠、出産期ですが、こちらにつきましては早期の妊娠届け出をして母子手帳の交付を受けるということが母子保健の出発点となります。早期の妊娠届け出の状況は、中間評価のときには74.8%ということでまだ低い状況でしたので、今後の取り組みの強化が必要ということで出されております。ほかの指標につきましても当初の状況を下回っているために今後の取り組みの強化が必要ということで評価されております。

次に、子育て期ですが、子育て期は計画のほうでいきますと7ページのほうに載っております。こちらにつきましては、安心して子育てができるということで、安心、安全の取り組みということでやっております事業です。事故防止への取り組み状況としては、当初の状況を下回っているのが多いため、今後も情報提供の強化が必要だということで評価をされております。

次に、思春期です。思春期につきましては、9ページのほうをお開きください。思春期の対策につきましては、すこやか親子21計画で新規に取り組んできた事業です。事業に取り組み、前期の3年間を通じまして思春期の現状把握ができて、それに伴い、新しい事業にいろいろ取り組んできております。思春期は、命のとうとさがわかり、望まない妊娠、感染症を予防できるということと、これから青年期、壮年期と成長していくに当たり、健康な生活の実践ができるために生活習慣、たばこ、アルコール、薬物等についての正しい知識を理解できるというようなことが大切になってくる時期ですので、そのように行っております。この中では、思春期で学校関係者との組織ということで懇話会もできて、いろいろ情報交換をしながら性教育のマニュアルも作成しまして、それに基づいて学校、中学、高校の中で性教育の実践をしております。今後につきましては、さらに広範囲での関係者の連携が必要となってくるというふうに思われます。

次に、食育です。食育につきましては、11ページをお開きください。食育につきましては、保健センターのほうにはもう一つ健康増進計画という計画がありまして、健康づくり伊達21という計画ですが、そちらのほうは壮年期からの健康づくりになっておりますので、その計画と連動して生涯にわたって健康で質の高い生活を送る力を小さいときから育てていくということで取り組んでいる事業になります。食生活の具体的な項目については改善が見られているものが多く、この3年間の取り組みの成果があらわれてきていると思われます。ただ、なかなか学童期とか中学生だとか、そのような時期の状況については現状の食生活についての把握が困難であったことから、今後につきましても全市的なデータを収集しながら実施していくことが必要であるというふうになっております。指標につきましては、こちらの4つの計画とも計画のほうに載っておりますので、ちょっと説明のほうは省かせていただきます。

この3年間の中間分析を受けまして、後期3年間につきましては現在事業のほうは展開をしております。事業結果に対する評価は、平成24年度、来年度において検証する予定でおります。また、その結果につきましては伊達市健康づくり推進協議会のほうに報告しております。

次に、本年度の23年度の実施状況について説明をさせていただきます。実施状況につきましては、もう一つ、資料1と書かれた資料のほうがお手元にあるかと思えます。そちらのほうをごらんください。こちらの資料になります。この資料1の1ページ目のほうですが、これは実際に今行っております母子保健の主要な取り組みとすこやか親子21の関係というか、それを示したものになってお

ります。具体的な実施状況は、次のページからになります。

2 ページ目をお開きください。1 の妊娠・出産期です。妊娠・出産期につきましては、中間分析の評価のときに早期の母子手帳の交付というところの重要性を述べましたが、これにつきましては現在では妊娠11週未満、早期の母子手帳の交付率が90%を超えておりまして、かなりいい効果を上げております。ただ、妊娠届け出が遅い場合は未婚であったりとか産むことを望まない妊娠であったりとか、そういうようないろいろなハイリスクの場合が多いことと、国で行っております児童虐待の事例の検証というのがあるのですが、そちらのほうでいくと死亡事例が全国的にはゼロ歳児が多く、望まない妊娠だったり、妊婦健診や乳幼児健診の未受診であったり、母子手帳の発行をされていなかったりというようなことで、母子手帳交付のときに会うハイリスクの方と重なる部分も多いことから、今後につきましてもハイリスクの部分の対応というところでは十分やっていかなくてはいけない問題だというふうに考えております。

次は、3 ページ目をお開きください。3 ページ目は子育て期です。3 ページ目の子育て期のところでは、1 番目に事業としまして新生児・未熟児訪問というのがあります。こちらについて紹介したいと思います。これにつきましては、保健センターの保健師のほうで初めて出産されたお子さん、それと母子手帳交付時のハイリスクの方につきましては従来から訪問活動をしておりました。それに加えまして、この23年度から乳児全戸訪問事業ということで、虐待予防の関係の事業であります。こちらのほうで子育て支援ということで児童家庭課のほうで、それ以外の方につきましても4カ月の乳児健診の前までに全部のお子さんを把握するという事業に取り組んでおります。これが開始されたことによりまして、健診の前に伊達市で出生したお子さんにつきましては、健診を待たずに皆さんの状況については把握できております。何か心配なことがあるお子さんにつきましては、保健センターと児童家庭課と連携をとりながら支援に当たっているというような体制ができてきています。

次に、4 ページのほうをお開きください。4 ページ、思春期です。思春期につきましては、最初のところに性教育の実施ということで、真ん中の実施結果のところ表がありまして、性教育の実施結果というのが出ております。これは、12月末の数字なのですが、星の丘中学を除きまして市内の中学校、高校では全部について実施をしている状況となっております。先ほど中間評価のところでも申しました性教育の実施マニュアルを使って実施しております。また、いぶり腎クリニックの仲山副院長先生のほうのご協力がありまして、特に男子生徒につきましては泌尿器科の医師の立場からボランティアという形で性教育のほうに携わっていただいております。参加した生徒の皆さんからは、具体的に正しい知識ということが理解できたということと、命の大切さというようなことで改めて考える機会になったということで、とても好評なものとなっております。

思春期の取り組みについては、特に性の正しい知識を学び、命の大切さということを感じるということで、自分自身を大切にすることを理解してもらい、そのことによって望まない妊娠、性感染症を予防していくということにつながるというふうに考えております。望まない妊娠、あと性感染症というようなことで考えていきますと、そのことが児童虐待だとか、そのようなことにつながっていきますので、目標にありますみんなが協力して健全な次世代を育てるところにつ

ながると思うのですが、妊娠は望んだ妊娠の継続しての子育てということで次世代を育成していく、そういう大きなサイクルの中で繰り返していく取り組みのように感じておりますので、母子手帳で出会う前の部分の出会いということで、特に思春期のこの時期の事業については、今後につきましても大切に組み込んでいきたいというふうに思っています。

下のほうにあります、性教育の実施結果の下にあります、思春期では本年度今言ったようなことで命の講演会というのにも取り組んでおります。これにつきましては、育児サークルの皆さんの協力も得ることができまして、一般の市民の皆様にも命の大切さを伝える講演会というのを実施することができました。今後につきましてもたくさんの方に、思春期の本人たちだけではなく周りを取り巻くたくさんの皆さんに考えてもらえるような取り組みということで、ぜひ進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、5ページのほうをお開きください。5ページは、食育についてです。先ほど中間評価のときに申し忘れましたが、保健センターのほうには栄養士が2名おりました、母子保健係のほうにも1名配属になっておりますので、食育の事業につきましては特に栄養士を中心にいろいろな機関と連携をとって進めております。事業として、3つ目のところのくりに、乳幼児栄養教室、親子栄養教室という講座について書いてありますが、このようないろいろな栄養講座につきまして保健センターを会場に実施しております。乳幼児については、いろいろな機会ではございますが、幼稚園や学校、特にあとはPTAなど、もっと地域に広がるような一連の取り組みとして今後につきましては学校などとの連携が重要になってくるかというふうに思っております。ちょっと十分には述べられなかったのですが、簡単ですが、一応実績と今後の課題のようなどころでお話しさせていただきます。

次に、伊達すこやか親子21計画の計画期間の延長についてです。最初に、計画の策定期間としまして平成18年度から23年度ということで、23年度、本年度で終わる計画になっております、実は。ただ、国のほうでは平成21年の3月のすこやか親子21の第2回の中間評価報告書の中で、この計画自体が次世代育成支援対策推進法というのものにも続いて、各市町村のほうで行動計画を立てておりますので、そちらの中の母子保健の分野の課題ということですので、2つの計画を一緒に実施をしていったほうがより整合性がとれて一体化して進むということで、すこやか親子の計画につきまして平成26年度まで延長してやっていくという方向が出されております。伊達市においても最初に述べましたように整合性をとりながら作成をした計画ではあるのですが、開始年度と終了年度につきまして違いがありましたために、今後の一体化してより整合性を持った計画ということで今後実施していくことを考えましたときに、今の計画を26年度まで事業展開をしていって、また立てていくというのが一番いい方法かと思われ、そのように考えております。

延長期間中の対応ですが、これにつきましては今実施しております事業の4分野というものは重点の4分野、母子保健における重点の4分野になりますので、この事業を引き続き平成26年度まで実施していくものと考えております。毎年度の計画につきましては、きょう皆様のほうにはお渡しはしていませんが、このような形で保健センターのほうで毎年度計画書を立てて、前年度の評価をしながら取り組んでおります。こちらの計画のほうに登載して、伊達市健康づくり推進協議会の

ほうで協議をしながら来年度実施をしていきたいというふうに考えております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○委員長（原見正信） ただいま説明のありましたこの件について質疑を願います。

○委員（辻浦義浩） ご説明ありがとうございます。ひとつ喫煙率についてお尋ねをしたいのですが、こちらの概要のほうには5ページの左側のほうに喫煙率19.9%をゼロ%にという目標設定がございまして、今現在わかっている範囲で結構でございますけれども、妊娠中並びに出産後の喫煙率等わかればお教えいただきたいと思っております。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えさせていただきます。

きょう本日所管事務調査に提出させていただきました資料、二枚物のすこやか親子21についての1ページ、2の中間評価についての表の中の妊娠・出産期の部分を見ていただきまして、の部分に喫煙率、飲酒率については記載させていただいております。皆様のお手元の計画書の概要書の5ページに書いておりますけれども、計画時点で妊娠中の喫煙率については19.9%を23年度目標時点ではゼロにということで取り組みを当時計画をつくらせていただきましたけれども、ここに書いてありますとおり、今の状況につきまして、中間時点で12.2%という形になっているというふうになっております。

それから次に、妊娠中の飲酒率についても計画を作成した段階では12.8%だったものが現在では3.6%ということで下がってきております。ここに書いてあるとおり、本当は妊娠中の喫煙も飲酒もされないほうがお子様、お母さんにとってもいいことだと思うのですが、ゼロにはまだ至っておりませんが、効果は出てきているというふうに見ているところでございます。

以上です。

○委員（辻浦義浩） それで、皆さんご存じのとおり喫煙、これについてはインターネットをぱっと開いてみますと、やっぱりおなかにいる赤ちゃんに対しても、子供に対しても非常によくないということが簡単にインターネットの中からも出てきます。やっぱり子宮そのものが収縮したりとか血液の流れが悪くなったり、赤ちゃんに対する酸素不足や栄養不足が生じる、いろいろ出てくるわけです。そういった意味で、お母さん方に対して指導する中でどのような形で、例えばいろんな映像を見せるとか、いろいろあると思うのですが、どういう形で母親さんのほうへそういう指導をして、結果的にこの目標よりは両方とも下がっているということで、非常に効果が出ているなど思うのですが、その辺のところをお伝え願いたいと思っております。

○保健センター所長（紺野哲也） ただいまのお話なのですが、まずお母様が妊娠されますと病院の妊娠の届け出書というのをもらいまして、保健センターの窓口に来られて保健婦が対応いたしまして、母子手帳の交付という形をまず第1段階で対応させていただきます。そのときに保健師が妊娠の状況をお聞きするとともに、先ほども出ていましたけれども、お母さん、それからお子さん含めた妊婦さんの栄養状態、食事のとり方ということをお話しさせていただいて、その中でまず第1段階でいろんな妊婦さんの生活の状況について保健師、栄養士がお話を聞くという取り組みをさせていただきます。その次に、この計画書でちょっと見ていただきますと、概要書の6ページで妊娠・出産期に関する事業の部分で該当していますのは、一番上に書いてあります妊婦の交流の

場づくり、これは子育て支援センターのほうで取り組んでおる部分、それから真ん中、上から6番目に書いてあります家族でマタニティ教室、これは妊婦さんだけではなくて子育てに協力いただくためにお父さん、それから支援していただく家族の方を含めて、どういう形で妊娠期、それから出産期を迎えるかという取り組みをされていく中で、この中で具体的には2番目の欄の内容のところに書いてありますけれども、一番最後のところに禁煙指導等ということで、禁煙、禁酒、お酒の関係ですね、その辺をご説明というか、対応させていただいているという状況です。詳しい取り組み、DVDとか映像を使うかというのは、この後ちょっと担当係長のほうからご説明させていただきます。

以上です。

○母子保健係長（山下里美） 実際には、マタニティ教室で使いますDVDの中には少し含まれております。あとは、母子手帳の交付のときにたばこを吸われているという方には、たばこを吸うことによって一時的にお母さんの血流がとまりますので、そういうようなお話をしながらパンフレットを用いて、赤ちゃんが小さく生まれる、未熟児だったり低体重児だったりとか、そういうリスクが高いんですよということはお話をしながらやっております。家族の方の部分につきましても、そういうのも一緒に含めながらお話ししますが、家族の方、特にご主人につきましても奥さんが妊娠した段階で、今のところ多いのは妊婦さんの前では吸わないようにするということがふえてくるように思います。お子さん、妊婦さんの前では吸わずに換気扇の前で吸うとか、あとはベランダで吸うとか家では吸わないとか、そのような形でかなり気をつけていらっしゃる方がふえてきているなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員（辻浦義浩） ありがとうございます。ぜひとも今後ともそういう取り組みを積極的に行ってほしいと思っています。ありがとうございます。

○委員（小久保重孝） 説明で3年間延長されたということは理解いたしました。それで、数字の達成率についてはそれぞれ事情があると思うので、必ずしもゼロにもならない、100にもならないのかなと思っておりますが、例えば家族でマタニティ教室の参加率というのが低い数字になっているわけですが、これのちょっと問題点の一つではないかと思うのは母子家庭なんかの関係、またお父さんがいてもお父さんはなかなか参加してくれない、それは当然としていろいろとあると思うのですが、こういう伊達すこやか親子21で問題がちょっとはつきり出てこないところは、母子家庭の方がこういった行政が行ういろんな取り組みに対して参加してきているのかということではどのぐらい押さえておられるのかなというのをちょっと思っていたのですが、その辺はどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

○母子保健係長（山下里美） 母子家庭の方の参加状況ですが、今は最初からシングルで産んで育てていかれる方という方も数がふえてきておりますので、その方たちにつきましては、シングルで産んでいくことに対してお若い方ですと余り抵抗感がないようで、マタニティ教室のほうにも普通に参加されております。それよりもマタニティ教室等につきましても参加率が低いところでは、やはり仕事をしていらっしゃる妊婦さんがふえておりますので、一応参加しやすいようにご主人なり

家族が参加する日については日曜日ということで設定をしておりますが、職場の都合で日曜日もお休みがとれないとか、あとはやはりふだん仕事で忙しく働いておりますので、日曜日は外に出かけるのはちょっと大変ですというような形で、そちらのほうの仕事をされている方が多いというほうが今の時期としてはなかなか参加が進まない現状かなというふうに考えております。母子家庭の方につきましては、マタニティ教室のところではそういう状況なので、母子家庭だから参加できないというようなことではないように思います。ただ、その後の健診等の中では、母子家庭の方、お母さんが1人でたくさんやらなくてはいけないことがあってなかなか子供との触れ合う時間がとれなくて、そういう意味で例えば子供の発達をよりよく促すというようななかかわりについて十分時間がとれないので、その辺の悩みが大きいとか、そういうようなことは感じます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 日常の中ではいろんなご相談もあるでしょうし、それぞれ対応されていると思うのですが、今仕事の関係で参加できないという、そのことも、だからそれは母子であろうとなかろうといろいろとあろうと思います。ただ、母子の場合は当然として仕事をしないと生活できないという方のほうが圧倒的だと思いますので、もちろん親御さんが近くにて預けているようなケースもあると思いますが、こういったマタニティ教室に限らず、子育ての部分での教室といえますか、相談の機会というものをやっぱりもう少しスポットで対象者をそうした両親の方がいないケースというものを考えながら、要するに通常マタニティ教室ですと恐らく家族の方も出てくると思うのですが、なかなか出にくいのではないかなというふうにもちょっと想像するのです。時間の問題ももちろんあると思うのですが、せっかくなにかやか親子21計画を立てていく中で、延びたこともありますから、今後の計画の中ではそういった方に目くばせするべきではないのかなというふうにもちょっと感じておりました。ですから、その辺をぜひ考えていただきたいということと、あとは育児の部分で、7ページですか、これは育児、ふる場のドアの工夫をしている家庭というのがある、これは38.5%というのを何とか100%にしたいというふうに出ています。これは、例えば改修、リフォームにかかわるのかなと思うのですが、これに対する何か補助というのを一緒に示しているのでしょうか。それはある、なし、いかがでしょうか。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えさせていただきます。

まず、1点目の母子家庭等を含めたマタニティ教室等に参加できづらい状態、それから個別の相談という件でございますけれども、先ほど具体的な中身についてはお話しさせていただきましたが、先ほどご報告させていただきましたとおり、さっき23年度の取り組み状況を聞いていて、ハイリスク、ハイリスクという言葉が何度も出てきてちょっと嫌だなというふうに思われているのではないかなと思うのですが、私どものほうとしてはきょうの資料1の2ページ目で先ほどちょっと報告しているのですが、資料1の2ページ目の一番上の部分でいきますと、右端のほうに課題というふうに書いてあるのですが、課題の部分でハイリスクと言っていますのは、妊娠届け出が遅い、11週よりも遅いとか、そういう方の場合は、先ほども係長が説明しておりましたが、経済的なものを含めて家庭基盤の不安定さが予定されていると。こういう方については、そういう方がすべて母子家庭になるというわけではないのですが、そういう方も含めて、あと母子家庭

の方も含めてこちらのほうのハイリスクのほうになってくると思ひまして、こちらの方を重点的にというわけではありませんけれども、注意深く保健センターのほうでは先ほど言った妊娠の届け出のときやマタニティ教室、それから子育て支援センターの行っています取り組みとか、生まれてからは新生児の訪問、それから4カ月と7カ月の赤ちゃんのときの健康診査、それから1歳の相談、それから1歳半の健診というおのおの年齢段階に伴って健診をやっているのですけれども、その中で個別に、あとは健診の中で、それからお電話をいただいて訪問してとか、お電話で相談とか、そういうことで個別の相談の体制をとっておりまして、その中でやっていきたいなど、ケアをしていきたいなと思っています。そういう部分で、これらは先ほど言ったとおり妊娠する前のお母さんになる、お父さんになる子供たちが小学校、中学校の思春期をどういうふうに通じた、その辺の対応を踏まえてお父さん、お母さんになる時期、そして本当のお父さん、お母さんになる時期ということで一連の流れの中で対応していこうということと考えておりまして、ケース、ケース、個別の対応も含めて窓口も開きながらやっておりますし、市の広報紙を使って毎月「すこやか」というページで、広報紙の後半の部分のほうに2ページほど母子保健の取り組みとか成人の健康診断の取り組みを載せながら記載をしております、その中で触れてきているところがございます、そのほかに今はインターネットの時代で子供の関係でメールで照会が来たりとかということもありまして、それらに対しても十分な形でやっているつもりなのですが、お返しをしながら子育て支援に対応しているところでございます。

あともう一点、大変耳の痛い部分でございまして、概要版のほうの7ページに書いてある子育て期の取り組みの右端のほうの現状と目標のほうの2番目に書いてありますおふろのドアを工夫している、例えばこれはこのほかに階段です。階段からの転落、階段から転落という子供があったりとか、そういううちの中の危険の部分、このことについては委員おっしゃるとおり住宅のリフォームとかの支援の制度をあわせているのが本当は理想的なのですが、ちょっとそこまでなっておりませんで、ただ情報としては商工会議所とか、部局は違いますが、目的も若干違いますが、社会福祉課のほうでの住宅のリフォーム等の補助制度とかもありますので、その辺生じている部分についてはわかる範囲、アドバイスできる範囲で担当のほうの保健師のほうで対応しているというふうに通じておりますが、この辺がちょっとまだまいち、書いてはいるのですが、どのような形でということ具体的な取り組みのほうはちょっと薄いかなと。ただ、この辺については、先ほど申しました広報紙を使いながら、広報紙の中で不特定多数の方に広く理解をしていただく、子供にとっては、大人が問題ないものでも危険なげとか事故を誘発するものがありますよということ提起させていただいているという状況でございます。

○委員（小久保重孝） まず、リフォームの関係は、今お答えいただいたようにその都度この数字を把握される中でちゃんと評価、紹介をしていただければそれでいいのかもしれない。ただ、恐らくとにかく多くの方が補助があったとしてもお金がなくてそこまで手が回らないとか、借家だったりしてそこまでいけないとか、いろいろ事情があって簡単ではないだろうと、もし補助をつくってもですね、そう思います。ただ、そのときに親身になって、ではそれであればどうやって、改修はできないけれども、どうしたらその危険を回避できるか、階段を直せないけれども、どうした

ら回避できるか、そういった説明というか指導が必要だと思うので、その辺はやっぱりしっかりやっているのかどうかぜひ確認をしていただきたいというふうに思います。

それと、今冒頭説明のあったハイリスクの話は、本当にそのとおりだと思っております。先ほど喫煙、飲酒の話もございましたが、母子家庭を偏見で見るわけではないのですが、多分母子の方で喫煙率というのは非常に高いのではないかなとか、やっぱり当然そのことによって届け出が遅くなる、要するに産む、産まないの部分での悩みといいますか、判断が遅くなるのではないかというのは容易に想像ができます。ただ、先ほどのお答えですと、これは届け出ベースといいますか、相談があったら対応ができるということになってくると思うのですが、当然届け出をちゅうちょされている方をどう網にかけるかというところが出てくるのです。この部分は、いろんな地域の方にも協力をしていただきながらやらざるを得ないのですが、そこまで手が伸ばし切れているのかどうかについてはどのように受けとめていますか。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えさせていただきます。

今委員おっしゃるとおり、ハイリスクの関係につきましても、今の母子手帳の交付の仕組み的には、まずお母様が医療機関を受診されて、妊娠されていますよという医療機関の証明がついた届け出書を伊達の市役所の保健センターの窓口を持ってくるということがまず大前提でございまして、この辺の関係について私どももまず第一に接触していますのは保健師でございまして、保健師は先ほど言ったとおり望まない妊娠等も含めた微妙な部分も含めて理解した上で対応させていただいています。あわせて医療機関のほう、伊達の赤十字病院や室蘭市内の産科の診療科を持った病院とも連携をとりまして、妊娠届け出を渡しましたらなるべく早目に伊達市のほうに赴いて母子手帳をもらっていただくような手続をしていただくように、側面からの指導もいただいているというところであります。

ただ、先ほど言ったとおり、私どものほうも母子手帳をやっぱり出した上で対応というのが、待ちの姿勢と言われればそれまでなのですけれども、そういう部分もありますし、あと北海道も中心になりながら、妊娠されてお母さんになりますと合計18回ですか、妊娠中の健康診断の道の助成と市の助成がありますので、それらの制度も使っていただいて健やかなお子さんを産んでもらうという取り組みをするために、この辺は待ちの姿勢でありますけれども、先ほど言ったとおり口コミ、マタニティ教室、それから広報紙、それから道の広報、国の広報を含めてなど、いろんな報道機関のアプローチもありますので、そういうものを使いながら積極的に対応していきたいというふうに考えておりますし、これからもしていかなければなりませんと思っていますし、まず今後も医療機関の協力を得ながら進めてまいりたいと思っていますところでは。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。ただ、言わんとするところは酌み取っていただけていると思いますが、多分声なき声をどう本当に救うかというところで、そのことが結果的には本当にその後のハイリスクの方への対応が手おくれにならないということにもなりますので、母子手帳ベースというのはそれは否めないのですが、それ以外の方法の中で何とかそういった情報を集めながらその措置がとれないのかどうか、ぜひ担当者レベルでも考えていっていただきたいなど、そのように

思います。

あと1点だけ、ほかの方もいると思いますので、性教育の部分で先ほどご説明では星の丘の学校以外のことについてということでお話がありました。実際に行われている部分に関しては、また改めてご説明をお伺いすればよろしいかと思っておりますので、その部分は割愛させていただきたいと思いますが、星の丘については性的被害、虐待みたいなことを受けて来ている方もおられることもあって、お子さんのことも考えながら恐らくそういう措置になっているのかなとは思っているのですが、ただ一方で全くやっていないのかということに対しては、恐らく先生の判断の中で日々行われているのではないかというふうに思うのですが、その辺についての把握というのはされていますか。

○母子保健係長（山下里美） 先ほど説明のほうが不十分で済みませんでした。ここにあります数字のほうは、12月末で切っておりましたので、載っていないのですが、星の丘中学校につきましては、今月に入りまして全校生徒の皆さんに、3クラスに今分かれておりますので、実施をしております。星の丘のほうでは、委員おっしゃったように、かなりいろいろな大きな問題を抱えて心の傷をお持ちのお子様が来ていますので、そういう意味では学校のほうでも独自の思春期の教育というようなことも2回ほど取り組みをしております、プラス1回ということで、ほかの中学校の取り組みとは若干違うのですが、命の大切さを理解するというか、自分がもし親になったときには子供をかわいがりたいというふうに思えるような体験というような形で実際の体験のほうをやらせていただいております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） いろいろ平成18年から23年の6年間、すこやか親子21ということで本当に細かな事業展開をされてきたのだなということで、どれも非常に大切な、重要な部分でありますし、ただこれは本当に人とのかわりですので、難しい部分が本当にあるのだろうなというふうに改めて私は認識させていただきました。

それで、まずちょっと二、三お尋ねしたいのですが、6年間この事業を展開してきた中で、若い親御さんたちがどのような認識の変化というか、何か特筆すべくそういう部分が6年間で見受けられたことがもしあれば教えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○保健センター所長（紺野哲也） 今の質問にちょっとお答えさせていただきます。

きょうつくらせていただいて、きょうご説明させた資料の中では親御さんの変化の部分はちょっと触れておりませんでしたので、ちょっと今私の手元のほうに、先ほど報告の中に出てきましたけれども、18、19、20、3年間の前期の事業を総括というか、中間で見直しして評価しました資料が手元にありまして、その中から若干今菊地委員のご質問あった点について触れさせていただきたいなと思っております。

まず、各種事業をやっていまして、特にマタニティ教室、妊娠されたお母さん方がお母さんの準備をするための教室をやっておるのですけれども、その中でアンケートをとっております。その中で一番というのではないのですけれども、効果が上がってきているなというふうに見ておりますのは、参加の状況の数は下がってきていますけれども、参加された方にとっては妊娠をして子育てに対する不安が少しでありますけれども、負担が軽減されてきているという効果があるというのはア

アンケートの中で出ておりますし、またお父さんもマタニティ教室に参加して一緒にお父さんになる準備をされるのですけれども、その中でのお父さんの参加が6割程度というか、目標よりも低いのですけれども、ご主人の理解とか、また自分の親ないしはおじいちゃん、おばあちゃん、それらの方の協力も必要だと。自分一人で悩んで子育てするのではなくて、周りの手助けをもらいながら、そういう気持ちの切りかえですか、その部分がやっぱり効果的に大きくなっているということで、これが大変妊婦さん、それから先ほど言ったとおり、一番最初に言いましたけども、すこやか親子の目標は家庭とか地域で、広く、家族だけではなくてその中で支えていく子育て、母子保健事業ということで、そのことが本当にアンケートの中でお返しいただいたことが大変よかったかなというふうに思っておるところです。

以上です。

○委員（菊地清一郎） そういう気持ちの問題というか、不安定さが徐々に多少なりとも和らいできたという、そういうところから本当にスタートするのだろうかというふうに感じました。

それから次に、保健センターとして学校側との連携といいますか、これまでの6年間どのような連携をとられまして、一部にご説明の中には出てはおりますけれども、これも特筆すべき部分に関して結構ですので、どのような連携をとられて、またその結果がどうなのかというのをもしわかれば教えていただきたいと思います。

○保健センター所長（紺野哲也） 学校側との取り組みで、特に思春期の取り組みが中心になりまして、きょうのその他のというか、資料2のほうの資料の4ページ目になるのですけれども、特に思春期の取り組みでいきますと学校との連携が重要な部分でございまして、この思春期の取り組みについては今回のすこやか親子の重点事業になっておりまして、こちらの関係については学校との連携を図るということで、4ページのほうの資料のほうにも書いてあるのですけれども、中学校、高校の養護の先生と、それから室蘭保健所の保健師、それから保健センターの母子保健係が入りまして、思春期の取り組みの懇談会というものを持たせていただいて、これを母体にしながらか先ほど申しました各小学校、中学校の性教育といいますか、思春期の取り組みの講話等の準備をさせていただいているということでございます。この取り組みの中で、この報告の中でも出ておりましたけれども、性教育のマニュアルというものをつくらせていただきまして、保健センターのほうとしては、できれば今保健センターと学校はタイアップをしてというか、連携して性教育を行っているところでありますが、少しずつ学校のほうに軸足を移していただいて、学校のほうの教育のほうの分野に少しずつ入っていただきながら性教育に取り組もうとして、保健センターについては技術的な支援、アドバイス、また具体的な支援というような形で、そういうのを今目指しております。ただその部分については学校側と保健センター側の思いの問題とかカリキュラムの教育の計画の位置づけとかというのがありまして、まだそこまでは移っておりませんが、今一生懸命小学校、中学校の養護の先生方と懇談会を通してどういうふうに学校の中で取り組んでいけるか、あともう一つは子供たちだけではなくて子供たちの親の世代、ですから例えば小学校、中学校のPTAのほうにも働きかけをしたいというような取り組みを今進めているところであります。

○委員（菊地清一郎） よくわかりました。最後にですが、母子家庭という形でいろいろ事業等々

あるのですけれども、今父子家庭というところがふえてきているというお話も聞いていまして、例えば特に建設、土木関係の方々には多くなってきているということがありまして、そういう家庭はお父さんが7時には現場着だとか、8時にはもう家を出るだとか、そういう中で父子家庭という部分の家庭環境の問題が今、少しずつかもしれませんが、伊達市にとってはですね、そういう部分も今聞いているところなのです。それで、特に例えば食育、子供さんが朝学校に行く前にはもう父親がいないという中で、そういう部分が非常に大事な部分になってくる一つかなというふうにも思うのですが、この父子家庭に関しましてその辺のような形でお考えになって、もしくは対応等々何かお考えがあるのであれば、難しい部分はあるとは思いますが、とりあえずそのお考えだけでもちょっとお聞かせしていただきたいというふうに思います。

○保健センター所長（紺野哲也） お答えさせていただきます。

母子家庭、父子家庭含めて、特に父子家庭の問題をご指摘いただきました。母子家庭、父子家庭の関係につきましても、どちらかというと福祉サイドの支援策という部分につきましても、当保健センターではなく福祉部の児童家庭課のほうが所管しております。ただ、委員おっしゃったとおり、特に食育の関係、父子家庭で早く仕事に行かなければならなくて、子供さんたちが朝食をとるときに子供さんだけが食事をするというような状況を踏まえるという部分に対してですけれども、その部分につきましても先ほど母子保健係長が説明させていただきましたとおり、食育という部分で取り組みをしているところです。この関係については、計画書を見ていただければわかるとおり、食育の状況、子供さんたちが朝御飯を食べているかとか、ちっちゃなお子さんにとってお母さんが朝御飯つくってあげているかとかという部分の統計がとれていなかったということで、今回後半の3年の取り組みの中でやっと中学校1校のご協力をいただいたことによってやっと状況が把握できたというところでございまして、今後状況の把握をさらに進めながら児童家庭課のほうとも連携しながら、どういうアプローチができるのかその辺をちょっと検討してまいりたいと思っておりますし、評価の中にも書いているのですけれども、本来は食育の関係で家族、お父さん、お母さん、子供さんたちが朝も晩も食卓を囲んで会話をしながらよくかんで食べるというのが食育の基本というか、健康な体をつくる上での必要な事項だと思うのですが、今の経済状況とか家庭のお父さんの仕事の関係を見ていきますと、そういう理想的な部分は、なかなかそういう家庭ではないところも多くなってきているという状況は把握しておりまして、その辺に対して状況を把握して、どういうアプローチになるのか、ちょっと言葉は悪いですがけれども、私たちの保健師のほうで子供たちの健診が終わった後に反省会というか、今回の健診を踏まえて反省会でこの家庭はこうこうでした、今後どうしていきましょうねというような検討をするのですけれども、その中で話を聞くと、本来は食卓というのは家族みんな、朝でも昼でも晩でも一度でいいのですけれども、お話をしながら食卓を囲むのがいいと思うのですけれども、テーブルの上がえさ場、鳥ではないのですけれども、えさ場といいますか、お菓子とか、ただ食べ物が置いてあって、子供がおなかすいているときに食べに来るといような状況の家庭も中にはあるかというのがありますので、そういうものもどういうふうにしていくのかということもちょっとアプローチの仕方も検討しながら、今後そういう部分で連携してやっていきたいと思っております。ちょっと長くなって済みません。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査を終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして大変にご苦勞さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 3時31分）